

事業ごみのページ①

要確認

**事業ごみは、衛生組合で収集を行いません。
(個人事業者も含みます。)**

事業で発生するごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

そのため、事業ごみについては、次の方法により処理することになりますので、ご確認願います。

※産業廃棄物は、北海道が許可している産業廃棄物処理業者に委託し、適正処理をしましょう。

方法1：事業者自らによるごみの搬入

①衛生組合の事業者登録が必要です

令和2年9月より必要になりました

②運搬時のごみ飛散防止対策と、ごみの分別の徹底をお願いします

③ごみの分別チェックを容易にできるようご協力をお願いします

④指導に従って搬入をお願いします

※フレコンバックや不透明な袋による持ち込みは受入できません。

指導に従っていただけない場合や暴言等を確認した場合はお引き取り願いますのでご了承ください。

方法2：収集運搬を委託する場合

衛生組合が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者と
委託契約を締結してください。

※許可を持たない業者に委託した場合、排出事業者責任として罪に問われる可能性があります。

※次の条件をすべて満たす場合は、収集することができます。

①1回の収集物が、一般家庭ごみの量と同じ場合(ごみ袋2～3袋程度)

②住居と一体型の店舗・事業所等である場合

③一般家庭ごみと内容物が同じ場合(生ごみ、紙くずなど)



ごみの収集時間は、当日の天候や、ごみ量などの状況により前後します。収集車が収集を完了した後に出土されたごみについては、対応出来ませんので、収集日の朝8時30分までにごみ出しをしましょう。

事業ごみのページ②

産業廃棄物になるごみについて

産業廃棄物とは、事業活動で生じた廃棄物で法律上で規定された20種類のものになります。このうち、爆発性や毒性、感染性のあるものは特別管理産業廃棄物と指定されています。また事業種によって産業廃棄物となるものがありますのでご注意ください。

あらゆる事業活動に伴うもの(全事業者共通)

種 類	例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却残渣など
(2) 汚 泥	建設汚泥や工場汚泥など
(3) 廃 油	各種油類や溶剤、タールピッチ
(4) 廃 酸	全ての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
(8) 金属くず	鉄鋼または、非鉄金属の破片など
(9) ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず	ガラス類、レンガくず、 石膏ボードセメントくず、モルタルくず、 スレートくず、陶磁器くず
(10) 鉱さい	鋳物廃砂、炉かす、ボタ、不良石炭など
(11) がれき類	新築、改築、除去によって生じた コンクリート、アスファルトなど
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定める ばい煙発生施設で発生し、 集塵施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの(特定事業者)

種 類	主な事業者と該当例
(13) 紙くず	建設業、紙加工業などの紙くず
(14) 木くず	建設業、木材・木製品製造業、貨物で 使用されたパレット等の木くず
(15) 繊維くず	建設業、繊維工業で発生した 木綿や繊維くず
(16) 動植物性残渣	食料品、医薬品等の 製造業で発生した不要物
(17) 動物系固形不要物	と畜場で処分した物、 食鳥処理場で処理した不要物
(18) 動物の糞尿	畜産農業から排出される糞尿
(19) 動物の死体	畜産農家から排出される死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 上記に分類できないもの	

産業廃棄物については、業者により処理できるものが違います。北海道のホームページにて業者一覧がございますので確認してください。

北海道 産廃 検索

※上記はあくまでも一例になります。上記以外に特定管理産業廃棄物がありますが、ここでは記載いたしません。

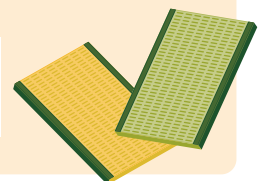
上記のうち、家庭から出る消費物と何ら変わりなく、リサイクルが可能なものについては搬入が可能です。但し、分別や保管が適正になされているものに限りです。(薬びんなどは産業廃棄物のガラスくずです。)

例 農業を営んでいて、
ハウスビニールを廃棄したい場合

たたみについて

たたみは、現在衛生組合では受入処理を行っていません。一般廃棄物であっても処理できないため、株式会社苫小牧清掃社で処理することが出来るようになっていきますので、お問い合わせください。

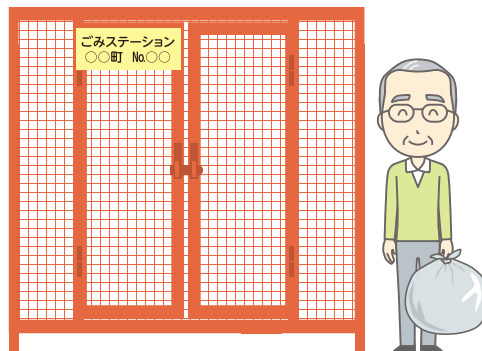
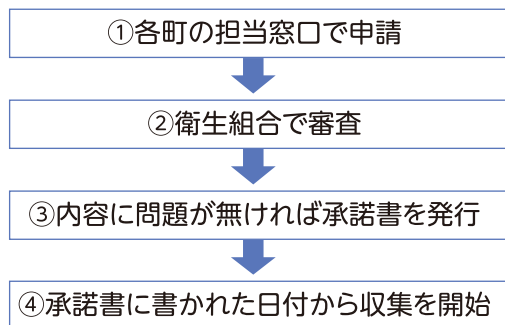
株式会社苫小牧清掃社
☎ ☎ 0144-74-1161



ごみステーションについて

ごみステーションの設置・移設・増設・廃止などは、事前に申請が必要です

●申請方法／衛生組合から承諾を受けていないごみステーションの収集は行いません。



【ご注意】

- 申請から承諾までは、時間がかかることがありますので、収集開始希望日の1週間以上前までには、申請してください。
 - ご希望の場所にごみステーションを設置できない場合があります。
 - 申請承諾前に、ごみステーションの設置、固定を行わないでください。衛生組合では、一切の責任を負いません。
 - 収集時の怪我防止のため、置くことのできるごみステーションのタイプに制限があります。
 - 令和4年1月以降、上開き型のごみステーションは設置許可できません。
- ※申請前に購入しない様にしてください。

ごみステーションの管理は、管理者と利用者で行いましょう

ごみステーションは、町内会や申請者(管理者)の持ち物です。ルールが守られていないごみについては、排出者に責任がありますが、改善されない場合は、ごみステーションの管理者と利用者で貼り紙や見回りを行うなどして、管理・対策を行ってください。

※管理が出来ていないごみステーションは、各町の担当窓口と相談の上、廃止することがあります。

破損などにより、安全に収集出来ない場合は、管理者に修繕をお願いします。修繕が完了するまでの間、当該ごみステーションの収集を一時的に休止することがあります。

ごみの持ち去り・荒らしを見つけたら通報しましょう

ごみステーションから、空き缶などの資源ごみを持ち去る行為が頻発しています。持ち去るだけでなく、指定袋の内容物を道路に散乱していく行為も発見されています。

収集日の前日より出されたごみが狙われるケースが多いので、収集日当日の朝8時30分までに出しましょう。

※不審な車両や人物を見かけた場合は、お住まいの町の担当窓口や衛生組合までご連絡ください。



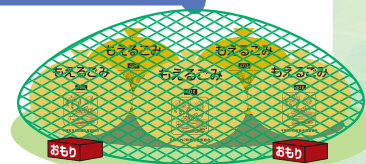
ごみステーションを設置できない地区の方へ(流し取り)

ごみ出しの場所は、毎回同じ場所、同じ容器でお願いします。その都度違う場所や容器を使用されると、ごみをきちんと収集出来ません。

特に荒天時、降雪時は道路上の確認が困難です。冬季に多いのは、除雪した雪山の裏側に出ている事が多く、走行しながらの確認がかなり困難です。

普段のごみ出しから、目印の設置、目立つごみ容器の使用などの工夫をお願いします。

※流し取りとして収集する場所は条件があります。新規で収集してほしい、いつもと違う場所に出すといった場合は、事前にお住まいの町の担当窓口にご相談ください。(連絡がない場合は収集は行いません)



※ネットを使用する場合は、鳥獣にいたずらされない様に、網の目が細かい物を使用しましょう。ごみが荒らされている場合は、排出者の責任で片付けをお願いします。

通常の生活で出るごみは収集ごみへ

衛生組合では、事業で発生するごみや、片づけ、引っ越しなどの短期間で大量に出るごみを受入するため、直接搬入の受入を実施しています。

通常の生活ごみは収集ごみとして出すようにご協力をお願いします。

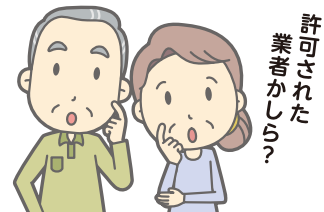
注意しましょう！

許可のない一般廃棄物の収集や運搬は禁止されています

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条にて、一般廃棄物の収集や運搬を業として行うためには、市町村等の許可が必要であると記述されています。

従って、衛生組合で許可をしていない業者に片づけごみや引っ越しごみの収集・運搬を委託することは出来ません。許可を所持している業者については、衛生組合までお問い合わせください。

全国的に、無料回収と称して、ごみの回収を依頼した場合に、トラブルになるケースが増加していますのでご注意ください。万が一、許可を所持していない業者に委託してしまい、不法投棄、不法処理が発生した場合には、委託者として責任を問われる可能性もありますので十分ご注意ください。



不法投棄と野焼きの罰則等について

自分の土地であっても、許可されていない方法での野焼きは法律で禁止されています。野焼き、不法投棄を発見した場合は、警察や町の担当窓口、衛生組合に通報しましょう。

不法投棄と野焼きの罰則等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」16条の2に「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」と記述されています。**不法投棄と、「野焼き」はこの法律に違反する行為です。**

このような行為を個人で行った場合、5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金、またはその両方が課されてしまうなどの厳しい罰則が設けられています。事業者についてはさらに厳しい罰則になりますので、このような行為はやめましょう。



不法投棄される こともあります

自分の土地で、排出者がわからない不法投棄があった場合、土地の所有者が処理しなければなりません。不法投棄が行われないよう、定期的に管理しましょう。



知ってほしいごみ処理のこと

衛生組合に多く寄せられた問い合わせやご意見を紹介します。



? 汚れていれば、なんでも もえるごみでいいの?



資源ごみは水ですすいで汚れをおとしてください。但し、油容器、納豆容器、チューブ容器は、汚れを落とさきれないため、もえるごみとして出してください。

リサイクルは、国の進めている循環型社会推進基本法にてごみの減量、資源循環を目的にしています。皆様のご協力をお願いします。

? 収集日前に ごみを出してもいいの?

収集日前にごみを出すことは、ごみステーションを利用される他の住民の迷惑になる場合があります。

理由があって、前日から出さなければならない場合は、事前に管理者(町内会長など)に相談する様にしましょう。

実際には収集日前日に出していたごみが、いたずらされ、付近の道路上に捨てられることも起きているため注意してください。

? 缶やペットボトルは つぶしちゃダメなの?

缶や、ペットボトルについてはつぶされてしまうと、異物が混入した際に取り除くのが困難なため、リサイクルに支障が出てしまいます。

そのため、つぶさずに出して頂くようお願いします。



? 公園の枯葉を集めて捨てる時も 自分でゴミ袋を買うの?

町内会等の清掃で発生するごみなどについては、各町により対応が違いますので、各町の担当窓口までご相談ください。



? 割れたびんやガラスは どうしてもえないごみなの?

リサイクルした際に不良品になってしまうからです。

割れたものはリサイクルが可能なびんか判断が困難です。

万が一リサイクルが出来ないびんが混入してしまうと、埋立処分を行うため、余分なコストがかかってしまいます。

衛生組合ではそれを防ぐため、もえないごみとして収集しています。



? 大型ごみを 家の中から運んでもらえないの?

衛生組合では、構造物(建物)の中から収集することは一切行いません。排出者ご本人の同意があった場合でも、運び出しに関する転倒事故、建物破壊の危険性があるため行いません。

このような場合は、お知り合いの方に頼むか、衛生組合が許可している一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。



ごみに関する役割分担

衛生組合では、国の施策に則り、循環型社会の形成に向けた取り組みをしています。ごみの減量化や資源の再利用、環境負荷の低減のため、皆様のご協力を頂いています。

特にごみには、感染症などの様々なリスクが付きまといます。安定した処理継続のため、今後ご理解とご協力をお願いします。



衛生組合は諸規定に基づき次の役割を担います

- ①一般廃棄物(家庭から出る一般家庭ごみなど)を国の基準に基づき処理を行います。
- ②正常に処理が行えるよう、処理施設の維持管理を行います。
- ③ごみの収集場所について、審査し、承諾を行います。
- ④承諾した場所にて、組合が指定した排出方法で出されたごみを収集します。
- ⑤ごみの運搬や処理を行う業者について審査し、許可を発行します。
- ⑥ごみに関する知識や考え方について普及啓発活動を行います。
- ⑦排出方法を守られていないものについて、構成町と連携し行政指導を行います。

各町の担当窓口は次の役割を担います

- ①組合と連携し、ごみの分別等に関する住民の基本的な相談窓口となります。
- ②ごみの収集場所に関する申請や相談窓口となります。
- ③不法投棄が発生した場合に、町民の基本的な相談窓口になります。
- ④排出方法を守られていないものについて、衛生組合と連携し、行政指導を行います。



一般家庭から排出されるごみについて

- ①ごみの減量化にご協力いただきます。
- ②衛生組合が指定する分別にご協力いただきます。
- ③衛生組合が承諾している場所、時間に排出をしていただきます。
- ④出したごみが警告された場合は排出者責任によって改善をしていただきます。
- ⑤利用している排出場所の管理に努めていただきます。

事業者から排出されるごみについて

- ①ごみの減量化にご協力いただきます。
- ②ごみの適正処理にご協力いただきます。
- ③産業廃棄物は、独自に産業廃棄物処理業者と契約し、処理を行っていただきます。
- ④産業廃棄物以外の一般廃棄物は、自らが運搬するか、衛生組合の許可業者に収集を委託していただきます。

今後の衛生組合としての取り組み

ごみに関して、法律改正や、諸規定の改正により、今後も皆様のご協力を頂くことが考えられます。衛生組合の取り組みとして、処理施設や最終処分場の延命化を図り、処理費・建設費の低減を行って参ります。

ごみ分別について、わかりづらい点や、難しい点などあると思います。その場合は、衛生組合までお問い合わせください。分別をしていただくことで、今の世代だけでなく後の世代に、限りある資源を引き継ぐことを目的としていますので、皆様のご協力をお願いします。

リサイクル物について(一例)

資源ごみは様々なものに
再利用されています。



※詳しくは、ホームページ等でもご覧頂けます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 <http://www.jcpra.or.jp/>

処理施設を見学しませんか？

ごみがどのように処理されているか、皆さんに知っていただくため、施設見学の申込を受け付けています！

お申込の際は①お申込者名②連絡先③希望日時④見学者数をお伝えください。



第1工場(焼却施設)



第2工場(破碎施設)



第3工場(リサイクル施設)



清掃工場見学
のお問い合わせ &
お申込先

平取町外2町衛生施設組合 TEL01457-2-2024 FAX01457-2-2483

ホームページからお申込用紙(PDF形式)をダウンロードできます。
<http://www.biratorieisei-hokkaido.jp>

※施設の整備や業務の都合等により、見学ができない日があります。ご了承ください。